

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月12日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1113/kj00015305-002-01.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国公立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る給付金の支給に関する事務(以下「国公立学校奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの(専攻科)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第4号 国公立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る給付金の支給に関する事務(以下「国公立学校奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	富山県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、富山県が授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日 文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日 文部科学大臣決定)に基づき支給する高等学校等奨学給付金(以下「給付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		富山県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	富山県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第7条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高校生等奨学給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	富山県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	富山県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条第3項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		